厚生労働省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。
平成27年9月30日
厚生労働省共済組合代表者
厚生労働大臣　塩崎　恭久

第13条第1号中「別表第三」を「別表第二」に改める。
第14条を次のように改める。
（組合員の種別）
第14条　組合員は、次のように区分する。
(1)　長期組合員　次号から第5号までに規定する組合員以外の組合員
(2)　短期組合員　法第72条第2項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員
(3)　船員組合員　船員保険の被保険者である組合員
(4)　継続長期組合員　法第124条の2第1項前段の規定により引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員
(5)　任意継続組合員　法第126条の5第1項後段の規定により引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することができる組合員
2　長期組合員のうち厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用を受ける被保険者は、同法第2条の5第1項第2号に規定する第2号厚生年金被保険者及び高齢任意加入被保険者（同法附則第4条の3第1項の規定による被保険者であって、組合員であるものをいう。）に区分する。
第16条中「第51条第1項」を「第50条第1項」に改める。
第17条第1項中「第52条」を「第51条」に改める。
第29条（見出しを含む。）中「決定及び支払」を「裁定及び決定並びに支払」に改める。
第32条第1項中「第1号の2及び第4号並びに第6項」を「第2号及び第4号並びに第7項」に、「第42条第1項」を「第40条第1項」に、「第42条の2第1項」を「第41条第1項」に改め、同条第2項中「第99条第5項若しくは第7項」を「第99条第6項若しくは第8項」に改め、同条第4項中「第99条第2項第2号」を「第99条第2項第3号」に改める。
附則第6条中「第52条」を「第51条」に改める。
別表の支部が管轄する機関の項中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改める。
附　則
この変更は、平成27年10月1日から施行する。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年十月十五日
掲載頁　五十七頁（号外第二三六号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十七年十月二十二日
山形市嶋南一丁目一二番七号
（甲）株式会社鈴木製作所
代表取締役社長　鈴木　重幸
山形市嶋南一丁目一二番七号
（乙）有限会社北町製作所
代表取締役社長　鈴木　重幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年十月十五日
掲載頁　五十六頁（号外第二三六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年十月十五日
掲載頁　五十七頁（号外第二三六号）
平成二十七年十月二十二日
神奈川県厚木市旭町一丁目二一番一二号
三紫ビル
（甲）株式会社キューブ
代表取締役　後藤　孝
神奈川県厚木市旭町一丁目二一番二〇号
ハラダ旭町ビル
（乙）株式会社グース
代表取締役　小此木光江

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により浜富士株式会社（乙、住所愛知県豊橋市北岩田一丁目一二番地五）の管理事業に関する権利義務を承継することにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年九月四日
掲載頁　四十四頁（号外第二〇三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年九月四日
掲載頁　四十四頁（号外第二〇三号）
平成二十七年十月二十一日
愛知県豊橋市北岩田一丁目一二番地五
株式会社浜富士ホールディングス
代表取締役　疋田　周三

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十七年十月二十二日
千葉県旭市泉川一五六三番地の二
合資会社太田屋商店
代表社員　太田　豊子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十七年十月二十二日
横浜市金沢区釜利谷東二丁目一七番八号
合資会社エンタープライズ
代表社員　石塚　洋司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少し、三千万円とすることにいたしました。
この決定に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年四月十三日
掲載頁　三十九頁（号外第八十四号）
平成二十七年十月二十二日
東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー
株式会社日本代行
代表取締役　金子　充孝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千五百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年八月五日
掲載頁　五十六頁（号外第一七六号）
平成二十七年十月二十二日
名古屋市西区大金町一丁目五五番地
株式会社イシダテクノ
代表取締役　瀧川　浩司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し二千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
確定した最終事業年度はありません。
平成二十七年十月二十二日
名古屋市中川区高畑二丁目一五二番地
株式会社ホットスタッフ名古屋西
代表取締役　田上　彰

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百七十五万円減少し六百七十五万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十七年十月二十二日
鹿児島市玉里団地三丁目二三番二号
有限会社玉里電化
代表取締役　藤山喜和義